

社会福祉法人英会 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英会の評議員、役員及び監事ならびに評議員選任・解任委員（以下「評議員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員等とは、評議員、理事及び監事ならびに評議員選任・解任委員をいう。

(評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬・費用弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	4,000円	1,000円

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	4,000円	1,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任委員 会出席報酬等	4,000円	1,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員等の勤務報酬等)

第4条 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または、理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長・常務理事の報酬)

第5条 理事長報酬の支給額は、月額1,000,000円以内とする。

2 常務理事報酬の支給額は、月額500,000円以内とする。

3 法人の業績が著しく悪化する等、原資の確保が困難となったときは、評議員会の承認を得て、前項により通知した額を減額することがある。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、本法人の旅費規程に準じて報酬及び旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月3日より適用する。

この規程は、令和4年3月19日より改正する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員及び理事業務報酬等(日額)	4,000円	1,000円
監事監査指導等報酬等(日額)	9,000円	1,000円